

一般社団法人 沖縄県害虫防除業協会 入会規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人沖縄県害虫防除業協会定款第6条に基づき、この協会への入会に関し、必要な事項を定める。

(会員の構成員)

第2条 定款第5条によるこの法人の会員は、次の2種類とする。

(1) 正会員

(2) 賛助会員

(正会員入会資格)

第3条 この法人に正会員として入会しようとする者は、この法人の定款第5条に定める県内に営業所を有する防疫又は有害生物の防除を目的とする業者で、この法人の目的に賛同する個人又は法人とする。

2 前項に定めるもののほか、次の条件を具備するものでなければならない。

(1) 沖縄県下に本社（支店又は営業所を含む。）を有し、2年以上の間鼠族昆虫駆除事業を営み、引き続き本事業を継続するものであること。

(2) 公序良俗に反する行為を行っていないこと。

(3) 沖縄県暴力団排除条例第2条（2）から（3）に該当しないものであること。

(4) その事業活動を行うに当たっては、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる取引を防止するために必要な措置を講じていること。

(5) 除名事由の解消若しくは除名後2年を経過していること。

(賛助会員入会資格)

第4条 この法人に賛助会員として入会しようとする者は、この法人の定款に定める目的に賛同する個人又は法人で、次の条件を具備するものでなければならない。

(1) 公序良俗に反する行為を行っていないこと。

(2) 沖縄県暴力団排除条例第2条(2)から(3)に該当しないものであること。

(3) その事業活動を行うに当たっては、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる取引を防止するために必要な措置を講じていること。

(4) 除名事由の解消若しくは除名後2年を経過していること。

(入会申込手続)

第5条 前第3条及び第4条の入会資格に合致し、この法人に入会しようとする者は、所定の入会申込書

(様式1)に必要な書類を添付し、会長に提出しなければならない。

2 前項の添付書類は、次のとおりとする。

(1) 機械器具概要書(様式3)

(2) 業務内容報告書(様式4)

(3) 誓約書(様式5)

(4) 暴力団等反社会的勢力でないこと等に関する確約書(様式6)

(5) その他

法人にあつては、履歴事項全部証明書及び税が未納でないことを証する書類

個人にあつては、経営に関する納税証明書

(入会承認)

第6条 会長は、入会申込書を受付けたときは、直近の理事会において報告し、理事会の審査、承認を得て入会させることとする。

(入会適否通知)

第7条 会長は、理事会において決定した事項を申込者に通知しなければならない。

2 前項において入会が不相当と認められる者については、その事由を付して申込者に提出された書類を返還しなければならない。

(入会金)

第8条 この法人に入会を承認された者は、定款第7条に定めるところにより、入会金30,000円を納入しなけれ

ばならない。

(会 費)

第9条 この法人の会員は、定款第7条に定めるところにより、次の会費を納入しなければならない。なお、会費は三期ごと（4月、8月、12月）に4ヶ月分を一括全納となり、新たに入会するものについて、期途中の場合は次の納期までの月数を乗じた金額の会費を入会時において入会金を添えて、一括納入とする。

(1) 正会員 月額12,000円（税抜）

(2) 賛助会員 月額4,000円（税抜）

2 臨時会費

(拠出金の不返還)

第10条 第8条、第9条で納入した拠出金は、これを返還しない。

(入会申込様式)

第11条 入会申込の様式は、別紙のとおりとする。

(その他)

第12条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議によるものとする。

附則 この規定は、令和6年2月26日から施行する。